



号外	発行所 岡山大学職員組合
2017年	〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
3月28日	電話 086-252-1111 (代) 7168 (内線)
	直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

非常勤職員，無期雇用への道開ける！



2017年3月22日の経営協議会において、「5年を超える雇用（無期雇用）を認める職員の追加について」提案され，了承されたとのことです（裏面に経営協議会に提出された資料と大学から組合への回答をつけています）。

3月27日の役員会で正式決定され，学長裁定の形で実施される予定とのことです。

内容としては，

・事務・技術職等の定型的・補助的業務に従事する非常勤職員について5年超えの対象にしたい
ということで，組合の主張をほぼ全面的に受け入れた内容になっています。

この成果が得られたのは，非常勤職員アンケートに協力して下さった多くの非常勤職員のみなさん，組合に加入していただいたみなさん，組合で議論に参加して下さったみなさんのおかげです。そして何より，2月の団体交渉に非常勤職員の方が参加して下さったことが大きな力となったと思います。ありがとうございます。

大きな方針として事務職・技術職の非常勤職員を5年超えの対象にするということは決まりましたが，具体的な詳細はまだ定かでないところもあり，また今回対象とされてない職種もあります。現段階では以下の点について交渉が必要であると組合では考えています。

- ・具体的に事務・技術職のうちどこまでが5年超えの対象となるのかを明らかにし，できるだけ多くの事務・技術職が対象となるようにすること
- ・個別対応となっている特別契約職員についてもできるだけ5年超えとなるようにすること
- ・今回対象とされていない教育・研究職についてもできるだけ5年超えとなるようにすること

今後は個々の非常勤職員の処遇に関する団体交渉も視野に入れて活動していく予定です。そのために非常勤職員の方も一人でも多く組合にお入りください。お待ちしております。組合加入は，下記にご記入の上，各単組役員に，または学内便にて職員組合にお送りください。

有期雇用職員の方の加入が増えています。もっと仲間を増やしましょう！

..... きりとり

岡山大学職員組合加入申込書（組合事務所宛に提出してください。）

岡山大学職員組合に加入します。同時に組合費の口座引き落としに同意します。

氏名： _____ 性別： 男・女 _____

所属： _____ 連絡先：（内線・Eメールなど） _____



Web版は、経営協議会の資料は割愛させていただきます。
 なお、岡山大学の教職員の方は、資料は岡山大学ウェブサイト学内教職員専用ページの
 以下のURLからダウンロードすることができます。

https://pxy-admcms1.a.okayama-u.ac.jp/staff_only/upload_files/soumu-pdf/keiei290322siryou04.pdf

大学から組合への回答

平成29年3月21日

岡山大学職員組合執行委員長 殿

理事・副学長（企画・総務担当）
 阿部 宏史

有期雇用職員の最大雇用期限5年に関する要求書（その3）について（回答）

2017年3月1日付け、岡大職組申97号の要求書について、下記のとおり回答しますので、よろしくお願いいたします。

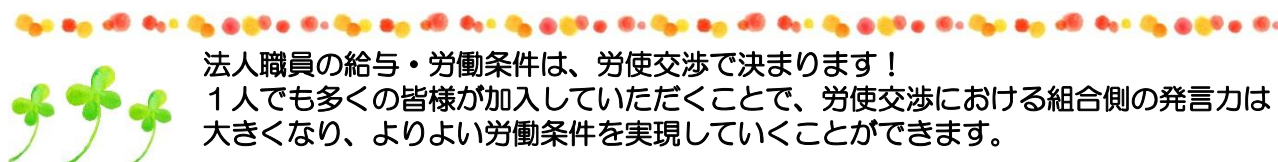
記

本学では、有期雇用職員の契約期間は原則として5年を限度としているが、これまでも次の職員については5年を超えて雇用を認める職員として扱っていた。

- 1) 平成18年3月31日以前から引き続き在職する非常勤職員
 - 2) 病院の看護職員（いずれ常勤化することが確実に見込まれている者）
 - 3) グッドジョブ支援センターの職員（法令への対応が必要である者）
 - 4) 医員、医療技術職員、診療情報管理士、MSW、ドクターズクラーク、医療事務有資格者（病院において、職種・ポストの特殊性・独立性が認められる者）
 - 5) 外部資金のうち国等からの補助金又は競争的資金等により、テーマや期間等を明確に定めて実施される研究プロジェクト等の事業（寄付講座を含む）を担当する教員
- ※2)～5)については、勤務評価で基準を超える評価を受けた者に限る。

6) 職種・ポストの特殊性・業務の必要性が認められ、かつ、将来の雇用財源の確保が可能な職員
 このような中でも、事務職員（補佐員）・技術職員（補佐員）等のルーティン業務を行う職員については、人材確保が可能であることから対象外としてきたが、これらの有期雇用職員のうち基幹業務に習熟した職員の大量退職は、大学の運営に支障をきたし、大学としてのパフォーマンスの低下が懸念されること、今後も5年毎の大量退職・大量採用が予想されること、有効求人倍率の上昇に伴う事務職（パート）の人材確保の困難が予想されること、などから事務・技術職等の定型的・補助的業務に従事する非常勤職員についても5年超えの対象とすることにしたい。なお、非常勤職員のうち外部資金や用途が限定された運営費交付金により雇用されている者は原則として対象外とし、特別契約職員については雇用経費の確保・業務の必要性等の状況を総合的に判断するものとする。勤務成績不良職員については従来どおり有期雇用期間中の勤務状況により適切に見極めることとする。

以上の方針について、今後、経営協議会及び役員会に諮り本学の決定事項とする予定です。



法人職員の給与・労働条件は、労使交渉で決まります！

1人でも多くの皆様が加入していただくことで、労使交渉における組合側の発言力は大きくなり、よりよい労働条件を実現していくことができます。